市　会　議　案

平成27年11月定例会（平成27年11月18日提出）

名　古　屋　市

目　　次

平成27年第114号議案　職員の退職管理に関する条例の制定について…… 1頁
平成27年第115号議案　名古屋市都市公園条例の一部改正について…… 9頁
平成27年第116号議案　名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について…… 11頁
平成27年第118号議案　契約の締結について…… 17頁
平成27年第119号議案　指定管理者の指定について…… 19頁
平成27年第120号議案　指定管理者の指定について…… 23頁
平成27年第121号議案　指定管理者の指定について…… 25頁
平成27年第122号議案　指定管理者の指定について…… 27頁
平成27年第123号議案　指定管理者の指定について…… 31頁
平成27年第124号議案　指定管理者の指定について…… 33頁
平成27年第125号議案　指定管理者の指定について…… 35頁
平成27年第126号議案　指定管理者の指定について…… 37頁
平成27年第127号議案　指定管理者の指定について…… 39頁
平成27年第128号議案　指定管理者の指定について…… 41頁
平成27年第129号議案　指定管理者の指定について…… 43頁
平成27年第130号議案　指定管理者の指定について…… 45頁
平成27年第131号議案　指定管理者の指定について…… 47頁
平成27年第132号議案　指定管理者の指定について…… 49頁
平成27年第133号議案　指定管理者の指定について…… 51頁
平成27年第134号議案　指定管理者の指定について…… 53頁
平成27年第135号議案　指定管理者の指定について…… 55頁
平成27年第136号議案　指定管理者の指定について…… 57頁
平成27年第137号議案　指定管理者の指定について…… 59頁
平成27年第138号議案　当せん金付証票の発売について…… 61頁

平成27年第114号議案

職員の退職管理に関する条例の制定について

職員の退職管理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第2条　法第38条の2第1項に規定する再就職者のうち、同条第8項に規定する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。）若しくは市会事務局の職員（法第38条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）又はこれらに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、同項に規定す

る契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（届出）

第3条　管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（法第38条の2第1項に規定する退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて同項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、法第38条第1項に規定する営利企業（以下「営利企業」という。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。当該地位に変更があった場合も同様とする。

（報告及び公表）

第4条　任命権者は、毎年7月末までに、前条の規定による届出を受けた事項について、市長に報告しなければならない。

2　市長は、前項の規定による報告を受けたときは、毎年8月末までに、当該報告を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を市民に公表しなければならない。

3　前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（委任）

第5条　この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　第３条の規定は、施行日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）若しくは営利企業の地位に就いた場合又は当該地位に変更があった場合について適用する。

（理　由）

この案を提出したのは、地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に関し、必要な事項を定める必要があるによる。

（参　考）

参　照　条　文

地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜すい　新旧対照（改正／改正後／前）

（再就職者による依頼等の規制）

第38条の2　職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第60条及び第63条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行

機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第38条の7において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第7項を除く。）、第38条の7、第60条及び第64条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2
～
7　（略）

8　地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

（地方公共団体の講ずる措置）

第38条の6　地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2　地方公共団体は、第38条の2の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

平成27年第115号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1　1有料公園施設の表名城公園の項中

「

	二の丸東駐車場
	北園駐車場

」を

「

	二の丸東駐車場

」に改める。

附　則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（理　由）

この案を提出したのは、名城公園北園駐車場を廃止する必要があるによる。

平成27年第116号議案

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

明願地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画明願地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
中志段味地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画中志段味地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

別表第2鶴舞町地区整備計画区域の項中

全域	建ぺい率の最高限度	10分の6

	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は、名古屋市道吹上一丁目第1号線、名古屋市道花田町第3号線及び名古屋市道公園線支線第9号については5メートル以上、地区幹線道路については1．5メートル以上であること。
	高さの最高限度	建築物の各部分から名古屋市道吹上一丁目第1号線及び名古屋市道御器所千種町線の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値

を

「

南地区	用途の制限	1　原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの 2　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 3　倉庫業を営む倉庫 4　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5　カラオケボックスその他これに類するもの 6　店舗、飲食店又は展示場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3，000平方メートルを超えるもの
	建蔽率の最高限度	10分の6
	壁面の位置の制限	1　外壁等の面から道路境界線までの距離は、名古屋市道吹上一丁目第1号線、名古屋市道花田町第3号線及び名古屋市道公園線支線第9号については5メートル以上、名古屋市道御器所千種町線については1．5メートル以上であること。 2　外壁等の面から地区施設（歩行者用通路に限る。）の境界線までの距離は1．5メートル以上で

		あること。
	高さの最高限度	1　建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えた数値 2　建築物の各部分から名古屋市道吹上一丁目第1号線の反対側の境界線までの真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離と8メートルとの差に1.5分の1を乗じて得たものに20メートルを加えた数値
北地区	用途の制限	1　原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの 2　劇場、映画館、演芸場又は観覧場 3　倉庫業を営む倉庫 4　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5　カラオケボックスその他これに類するもの 6　店舗、飲食店又は展示場の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

に改め、

同表に次のように加える。

明願地区整備計画区域	沿道地区	用途の制限	1　畜舎 2　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3　カラオケボックスその他これに類するもの 4　店舗又は飲食店の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの

		壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0．5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1　外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2．3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
		緑化率の最低限度	10分の1
	住宅地区	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は0．5メートル以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1　外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2　物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2．3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。
		緑化率の最低限度	10分の1
中志段味地区整備計画区域	南西地区（第1地区）	用途の制限	1　倉庫業を営む倉庫 2　勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 3　風営法第2条第1項第1号から第7号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの

	容積率の最高限度	10分の18
	建蔽率の最高限度	10分の５。ただし、法第53条第３項第２号に該当する建築物については、10分の６とする。
	敷地面積の最低限度	５００平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は５メートル以上であること。
	高さの最高限度	１　地区計画の区域の境界線が道路の中心で定められている部分にあっては、建築物の各部分から当該道路の反対側の境界線までの水平距離に1．5分の１を乗じて得たものに10メートルを加えた数値 ２　地区計画の区域の境界線が道路の中心で定められていない部分にあっては、建築物の各部分から当該境界線までの水平距離に1．5分の１を乗じて得たものに20メートルを加えた数値
	緑化率の最低限度	10分の２
南西地区（第２地区）	用途の制限	１　勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 ２　風営法第２条第１項第１号から第７号までに規定する風俗営業又は同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
	容積率の最高限度	10分の18
	建蔽率の最高限度	10分の５。ただし、法第53条第３項第２号に該当する建築物については、10分の６とする。
	敷地面積の最低限度	５００平方メートル
	壁面の位置	外壁等の面から道路境界線及び隣地境界線までの

		の制限	距離は5メートル以上であること。
		高さの最高限度	1　地区計画の区域の境界線が道路の中心で定められていない部分にあっては、建築物の各部分から当該境界線までの水平距離に1．5分の1を乗じて得たものに5メートルを加えた数値 2　10メートル
		緑化率の最低限度	10分の2
	北東地区	用途の制限	1　倉庫業を営む倉庫 2　勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所 3　風営法第2条第1項第1号から第7号までに規定する風俗営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
		高さの最高限度	地区計画の区域の境界線が道路の中心で定められている部分にあっては、建築物の各部分から当該道路の反対側の境界線までの水平距離に1．5分の1を乗じて得たものに10メートルを加えた数値
		緑化率の最低限度	10分の1．5

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（理　由）

この案を提出したのは、明願地区整備計画区域内における建築物の制限に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

平成27年第118号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1	契約の目的	なごや小学校校舎棟新築工事の請負
2	施行場所	名古屋市西区幅下一丁目地内
3	契約の内容	耐火構造平家建1棟及び3階建1棟 延面積　7,035.18平方メートル
4	契約の方法	一般競争入札
5	契約金額	1,222,560,000円
6	契約の相手方	徳倉・石田特別共同企業体 代表者　名古屋市中区錦三丁目13番5号 徳倉建設株式会社 代表取締役社長　徳　倉　正　晴 名古屋市千種区今池一丁目5番11号 株式会社石田組 代表取締役　石　田　侑　嗣
7	完成予定期日	平成29年3月15日

（理　由）

この案を提出したのは、なごや小学校校舎棟の新築工事を施行する必要があるによる。

平成27年第119号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市都福祉会館	名古屋市千種区西崎町 2丁目 4番地の 1 社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会 会長　蛭 川 洋 子
名古屋市高岳福祉会館	名古屋市東区泉二丁目28番 5号 社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会 会長　鬼 頭 正 男
名古屋市上飯田福祉会館	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者　玉 田 國 博
名古屋市天神山福祉会館	名古屋市西区花の木二丁目18番 1号 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会 会長　浦 野 三 男
名古屋市名楽福祉会館	名古屋市中村区名楽町 4丁目 7番地の18 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会 会長　後 藤 弘 康
名古屋市前津福祉会館	名古屋市中区上前津二丁目12番23号

	前津なかよしコンソーシアム 代表者　水　谷　巍
名古屋市八事福祉会館	名古屋市昭和区御器所三丁目18番 1号 社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会 会長　伊　藤　正　弘
名古屋市瑞穂福祉会館	名古屋市瑞穂区佐渡町 3丁目18番地 社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会 会長　浅　井　慶　弐
名古屋市熱田福祉会館	名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号 社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会 会長　山　嵜　梅　治
名古屋市中川福祉会館	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1116 こどもＮＰＯ・介護サービスさくらコンソーシアム 代表者　石　原　信　行
名古屋市港福祉会館	名古屋市港区港楽二丁目 6番32号 社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会 会長　松　岡　克　巳
名古屋市笠寺福祉会館	名古屋市南区前浜通 3丁目10番地 社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会 会長　浅　見　吉　郎
名古屋市守山福祉会館	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号 社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会 会長　寺　田　浩
名古屋市緑福祉会館	名古屋市緑区鹿山二丁目 1番地の 5 こどもＮＰＯ・名古屋市緑区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者　尾　藤　宗　男
名古屋市名東福祉会館	名古屋市名東区上社一丁目 802番地 名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム

	代表者　　武　藤　ユリ子
名古屋市天白福祉会館	名古屋市天白区原一丁目 301番地 たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者　　村　瀬　嘉　孝

2　指定の期間　　平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第120号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市老人いこいの家	名古屋市名東区高針荒田1011番地 特定非営利活動法人介護サービスさくら 理事長　村　居　多美子

2　指定の期間　平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第121号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　　河　　村　　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市笹島寮	名古屋市中区錦一丁目 8番43号 社会福祉法人芳龍福祉会 理事長　　坂　本　　巧

2　指定の期間　　平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第122号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市白金児童館	名古屋市昭和区御器所三丁目18番1号 こころん・ふりあんコンソーシアム 代表者　伊藤正弘
名古屋市高岳児童館	名古屋市東区泉二丁目28番5号 社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会 会長　鬼頭正男
名古屋市前津児童館	名古屋市中区上前津二丁目12番23号 前津なかよしコンソーシアム 代表者　水谷巍
名古屋市上飯田児童館	名古屋市北区清水四丁目17番1号 かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者　玉田國博
名古屋市守山児童館	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号 社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会 会長　寺田浩

名古屋市瑞穂児童館	名古屋市瑞穂区佐渡町３丁目18番地 社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会 会長　浅　井　慶　弐
名古屋市港児童館	名古屋市港区港楽二丁目６番32号 社会福祉法人名古屋市港区社会福祉協議会 会長　松　岡　克　巳
名古屋市中村児童館	名古屋市中村区名楽町４丁目７番地の18 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会 会長　後　藤　弘　康
名古屋市緑児童館	名古屋市緑区鹿山二丁目１番地の５ こどもＮＰＯ・名古屋市緑区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者　尾　藤　宗　男
名古屋市千種児童館	名古屋市千種区西崎町２丁目４番地の１ 社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会 会長　蛭　川　洋　子
名古屋市中川児童館	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1116 こどもＮＰＯ・介護サービスさくらコンソーシアム 代表者　石　原　信　行
名古屋市名東児童館	名古屋市名東区上社一丁目８０２番地 名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム 代表者　武　藤　ユリ子
名古屋市天白児童館	名古屋市天白区原一丁目３０１番地 たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者　村　瀬　嘉　孝
名古屋市西児童館	名古屋市西区花の木二丁目18番１号 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会 会長　浦　野　三　男

名古屋市熱田児童館	名古屋市熱田区神宮三丁目１番15号 社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会 会長　　山　嵜　梅　治
名古屋市南児童館	名古屋市南区前浜通３丁目10番地 社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会 会長　　浅　見　吉　郎

2　指定の期間　　平成28年４月１日から平成32年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第123号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市千種生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴　田　達　男
名古屋市東生涯学習センター	名古屋市中区栄一丁目16番6号 シンコーグループ 代表者　持　田　誠
名古屋市北生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴　田　達　男
名古屋市西生涯学習センター	名古屋市中区栄一丁目16番6号 シンコーグループ 代表者　持　田　誠
名古屋市中生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴　田　達　男

名古屋市昭和生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　　柴　田　達　男
名古屋市瑞穂生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　　柴　田　達　男
名古屋市守山生涯学習センター	愛知県豊田市錦町１丁目95番地 ホーメックス株式会社 代表取締役　　餅　原　幹　也

2　指定の期間　　平成28年４月１日から平成32年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第124号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市総合体育館	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 名古屋市総合体育館ＮＫ共同事業体 代表者　柴　田　達　男

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第125号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市体育館	東京都台東区台東一丁目27番1号 シンコースポーツ株式会社 代表取締役　石　崎　克　己
名古屋市露橋スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴　田　達　男
名古屋市稲永スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴　田　達　男
名古屋市天白スポーツセンター	愛知県春日井市六軒屋町西3丁目10番地16 愛知スイミング・大成共同事業体 代表者　鈴　木　綱　次
名古屋市北スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴　田　達　男

名古屋市千種スポーツセンター	名古屋市名東区大針三丁目334番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子
名古屋市東スポーツセンター	名古屋市名東区大針三丁目334番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子

2　指定の期間　　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第126号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市上社レクリエーションルーム	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第127号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市港サッカー場	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴田達男

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第128号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市港プール	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴　田　達　男
名古屋市名城プール	名古屋市名東区大針三丁目３３４番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子
名古屋市中川プール	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　柴　田　達　男
名古屋市守山プール	名古屋市名東区大針三丁目３３４番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　濱　田　和　子
名古屋市熱田プール	東京都台東区台東一丁目27番１号 シンコースポーツ株式会社 代表取締役　石　崎　克　己

名古屋市楠プール	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　　柴　田　達　男
名古屋市山田プール	名古屋市名東区大針三丁目３３４番地 株式会社ＪＰＮ 代表取締役　　濱　田　和　子
名古屋市富田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町５丁目１番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長　　柴　田　達　男

2　指定の期間

(1)　名古屋市中川プール、名古屋市守山プール及び名古屋市山田プール

平成28年４月１日から平成30年３月31日まで

(2)　(1)　以外の施設

平成28年４月１日から平成33年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第129号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
東山公園テニスコート	大阪市中央区北浜四丁目1番23号 東山の森3Mパートナーズ 代表者　水　野　明　人

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成32年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第130号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民会館	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体 代表者　横田健二

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第131号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市公会堂	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 ＫＮＳ共同事業体 代表者　横　田　健　二

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第132号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市芸術創造センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第133号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市西文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久
名古屋市港文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久
名古屋市名東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久
名古屋市北文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久
名古屋市緑文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久

名古屋市東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番１号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　　平　野　幸　久
名古屋市熱田文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番１号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　　平　野　幸　久
名古屋市昭和文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番１号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　　平　野　幸　久

2　指定の期間

(1)　名古屋市昭和文化小劇場

平成28年12月１日から平成33年３月31日まで

(2)　(1)　以外の施設

平成28年４月１日から平成33年３月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第134号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市音楽プラザ	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体 代表者　横田健二

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第135号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民ギャラリー矢田	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長　平　野　幸　久

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第136号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄二丁目50番33号 千早学区連絡協議会 会長　河　田　司
名古屋市正色コミュニティセンター	名古屋市中川区下之一色町字西ノ切49番地の4 正色学区連絡協議会 会長　鬼　頭　久　雄

2　指定の期間　各施設の供用開始日から平成30年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第137号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市旧川上貞奴邸	東京都目黒区下目黒一丁目1番11号 アクティオ株式会社 代表取締役社長　鈴　木　悟

2　指定の期間　平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

（理　由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成27年第138号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、平成28年度において当せん金付証票を下記のとおり発売するものとする。

平成27年11月18日提出

名古屋市長　河　村　たかし

記

1　発　売　総　額　330億円以内

（理　由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証票を発売する必要があるによる。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。